

外部評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州産業大学（以下「大学」という。）及び九州産業大学造形短期大学部（以下「短大」という。）における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育の質の向上を図ることを目的として設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 外部有識者 4名以上
- (3) その他理事長が必要と認めた者

2 前項第2号及び同項第3号の委員は、理事長が指名する。

3 第1項第2号及び同項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事長をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学及び短大の自己点検・評価活動の評価に関する事項
- (2) 大学及び短大の内部質保証の評価に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

(事務)

第6条 委員会の事務は、大学評価・IR室が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事小委員会の議決によるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年7月21日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に理事長が指名する委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。